

# 八街市 農業委員会だより

第33号  
2016年1月発行

編集・発行／八街市農業委員会

八街市八街ほ35番地29  
☎443-1483(直通)

◆◆平成27年度 第38回八街市産業まつり◆◆



## 会長あいさつ

三須 裕 司

新年明けましておめでとうございませう。皆様には、希望に満ちた輝かしい新年を迎えられましたことと、心からお慶び申し上げます。また、平素より農業委員会活動に対し、深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在、日本の農業を取り巻く環境は、農協改革・農業委員会改革など、様々な法改正の動きがあります。また、TPP交渉においても大筋合意がなされ、農業者は、今後の行方に大きな不安を抱かれています。

また、本市の農業情勢は、農業者の高齢化が進むなか、恵まれた農地や自然を維持して行くため、地域社会の後継者でもある農家の後継ぎを確保して行くことが重要な課題だと考えます。

そうした中、農地中間管理事業がスタートし、二年が経過しようとしております。この事業は、農地の所有者と農業経営者との間に「農地中間管理機構」が立って農地の貸借等を行うことで、効率的な農地利用を図り、農業者の経営規模拡大や新規就農者、法人の農業参入促進する制度です。本市でも、この制度を利用する農業者も徐々に増えておりますが、貸し手も借り手も、近い将来、地域の農地をだれが耕作していくのかを考えながらこの制度を活用していく必要があると感じております。

今後、厳しさを増す農業情勢が予想されますが、将来にわたり持続可能な本市農業の維持発展を図るため、今後とも市と連携して農業の抱える諸問題に取り組み、農家の皆様の立場に立った農業委員会であり続けるよう努力して参りますので、今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。新年のごあいさつといたします。

農業委員会 ホームページを開設しています。

八街市のホームページ  
<http://www.city.yachimata.lg.jp>

八街市ホームページ、「市役所各課案内」よりご覧いただけます。どうぞご利用ください。

国が定める 厚生年金 国民年金  
相い手積立年金

# 農業者年金で

# しっかり積立で、 がっちりサポート 安心して豊かな老後を

- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

## ご存じですか？

### 農家の方は長寿ですが…

老後はお金の心配をせずに暮らしたい。しかし、予測不可能な経済変動や思わぬケガ・病気もあります。

- 65歳の農業者年金受給者の平均余命は  
男性22年(87歳)、女性27年(92歳)
- 日本人の平均余命は  
男性84歳、女性89歳であり

**農業者年金受給者の平均余命の方が長くなっています。**

### こんなにかかる老後生活 (現金支出で年額約286万円)

高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で月額約23万8千円が必要です。  
(総務省家計調査などより)

### 国民年金の支給額は

一人、月々約6万5千円  
(40年加入の場合)  
夫婦あわせて月額約13万円です。



豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分とは言えず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。

サラリーマンは、厚生年金や共済年金で国民年金(基礎年金)への上乗せがあります。(厚生年金のモデルケースでは月額22万2千円の年金額)

農業者の皆様も、メリットがたくさんある農業者年金に加入して安心して豊かな老後を迎えましょう。

### 農業者年金に加入すれば ~農業者年金の支給額(年額)の試算~

加入年齢	納付期間	運用利回り2.5%の場合		運用利回り3%の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	81万円	69万円	89万円	76万円
30歳	30年	54万円	46万円	58万円	49万円
40歳	20年	32万円	27万円	34万円	28万円
50歳	10年	14万円	12万円	15万円	12万円

※この試算は、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%及び3%、65歳以降の予定利率が0.75%となった場合の試算です。

※運用利回りは、加入後の経済変動などにより上下します。制度発足以降の12年間(H25まで)の運用利回りの平均は、年率2.53%です。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、平成27年度は0.75%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。



## 農業者年金の特徴

### 1 農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

家族一人ひとりの年金を! 今、女性の新規加入者が増えています



### 2 保険料は自分で選べ、いつでも見直せます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。



### 3 税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%~30%程度が節税)。
- 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益(保険料の運用益)は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。  
(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。)

つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります



まだまだあります。こんな特長▼

### 4 少子高齢時代に強い年金。年金資産は安全性を重視して運用しています

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

※年金の運用は、安全性を重視した運用方法が特徴であり、準備金の仕組み等も導入されています。

### 5 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族(死亡者の死亡当時同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位)に死亡一時金として支給されます。

### 6 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

農業の担い手の皆様への特別な支援です

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<http://www.nounen.go.jp>

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会か JA または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金

TEL: 03-3502-3199 (相談員) TEL: 03-3502-3942 (企画調整室)



農地を貸したい、借りたいという意向がある方は  
**「農地中間管理事業」** をご活用ください！

平成26年4月から「農地中間管理事業」がスタートしました。

農地中間管理事業とは、担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の解消を加速化するため、農地の所有者と農業経営者との間に「農地中間管理機構」が立って農地の貸借等を行う新しい仕組みです。（但し、農地の状況により、借り受けできないこともあります。）

農地中間管理機構は、「公益社団法人千葉県園芸協会」が千葉県から指定を受け事業を進めており、事業の中には、一定の条件を満たした農地の出し手（農地を貸した方）には支援も行っております。

農地を貸したい、借りたいという意向がある方は、下記までお問い合わせ下さい。

○相談または、お問合せ先

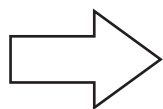
公益社団法人千葉県園芸協会（TEL043-223-3011）又は、市役所農政課（TEL043-443-1402）

## ストップ！ 違反転用

農地を農地以外の用途に使用する場合（転用）や農地の埋立て・盛土をする場合は、農業委員会への届出、又は千葉県知事の許可が必要となります。また、農地には遊休農地も含まれるとともに、登記簿の地目が農地以外（山林や雑種地など）でも、登記簿の地目のみによって判断されず、土地の客観的な状況（地目、現況、過去の経緯、利用状況等）によって、農地として判断される場合もありますので、ご不明な場合は事前に農業委員会にご確認下さい。

また、農地法の転用許可が必要であるにも関わらず、これを受けずに農地以外の用途に使用している場合は、違反転用となり、農地の所有者を含めて違反転用者には厳しい措置がとられることがあります。

農地法の  
罰則



3年以下の懲役 又は 300万円以下の罰金  
（法人は1億円以下の罰金）

○農地に太陽光発電施設を設置する場合にも農地法の許可が必要です。

# 全国農業 新聞

NATIONAL  
AGRICULTURAL  
NEWS

～農業・農政の情報誌～  
 全国農業新聞を購読しましょう

○毎週金曜日発行

○購読料 1ヶ月 700円

※お申し込みは、

農業委員または農業委員会事務局へ